

すかがわ統計月報 5年9月発行

須賀川公共職業安定所 962-0865 須賀川市妙見121-1 (電話) 0248-76-8609
 石川地方職業相談室 963-7845 石川郡石川町字高田234-1 (電話) 0247-26-2484

管内の雇用情勢(令和5年8月内容。パートを含む)

求人倍率

■新規求人倍率 1.55倍(対前年同月比0.69ポイント低下、対前月比0.69ポイント低下)

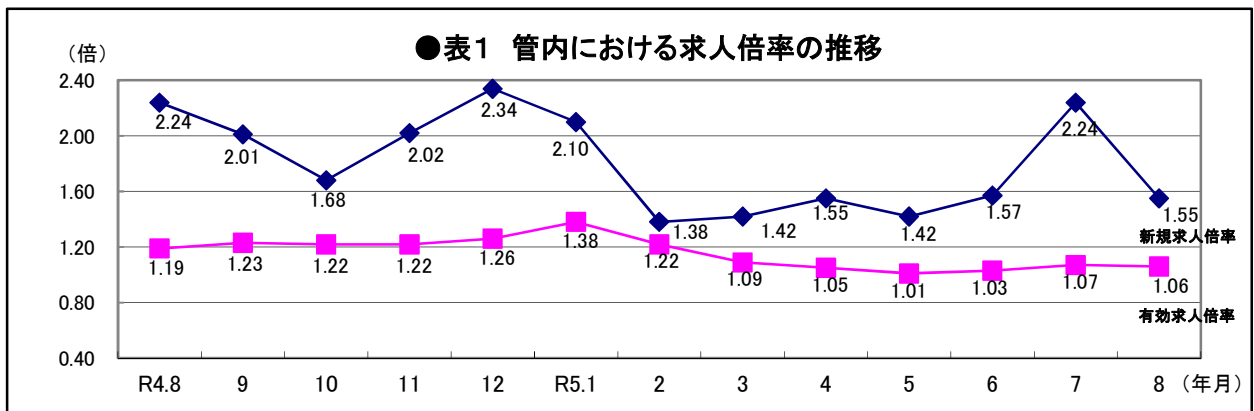
8月の新たな求職申込みは415件、求人申込みは643人分でした。
 これは、1件の求職申込みに対し1.55人分の求人が申し込まれたことになります。

※新規求人倍率: 新規求人数/新規求職者数
 新規求人倍率は、労働力需給状況の変化の先行的な動きをとらえることができるとされています。

■有効求人倍率 1.06倍(対前年同月比0.13ポイント低下、対前月比0.01ポイント低下)

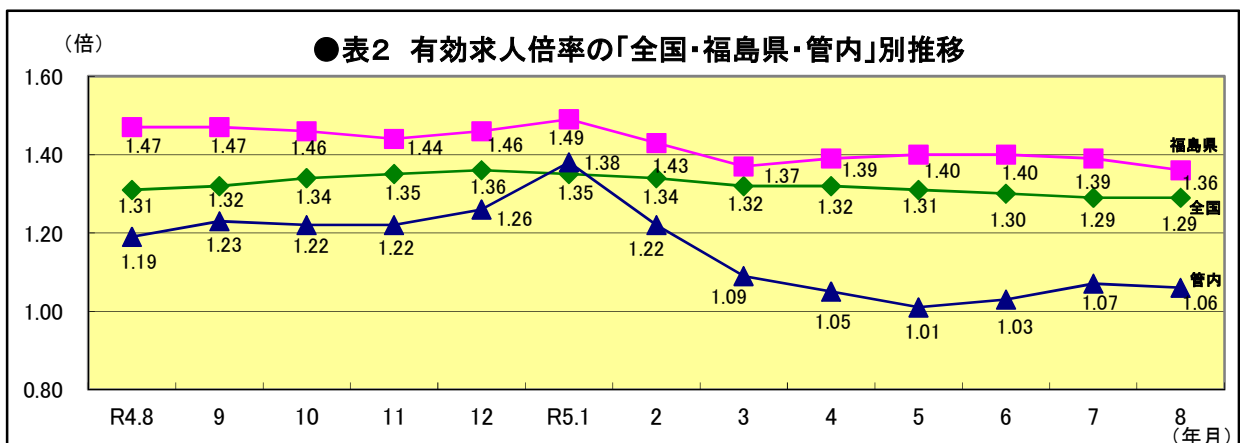
7月から引き続き求職している方と8月に新たに求職申込みした方の合計が1,908人であったのに対し、7月から繰り越された求人と8月に新たに申し込まれた求人の合計は2,029人でした。
 これは、1人の求職者に対し1.06人分の求人になります。

※有効求人倍率: 有効求人数/有効求職者数
 有効求人倍率は、労働市場の需給状況を示す代表的な指数とされています。



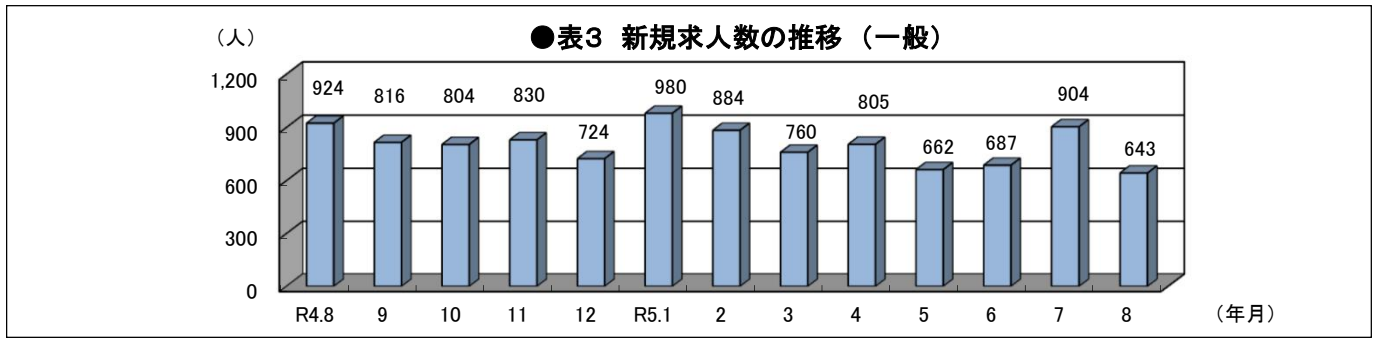
■有効求人倍率 【全国】1.29倍(対前年同月比0.02ポイント低下、対前月比±0) 【福島県】1.36倍(対前年同月比0.11ポイント低下、対前月比0.03ポイント低下) 【管内】1.06倍(対前年同月比0.13ポイント低下、対前月比0.01ポイント低下)

※なお、令和4年12月以前の数値は、令和5年1月分公表時に新季節指数により改訂されています。



求人

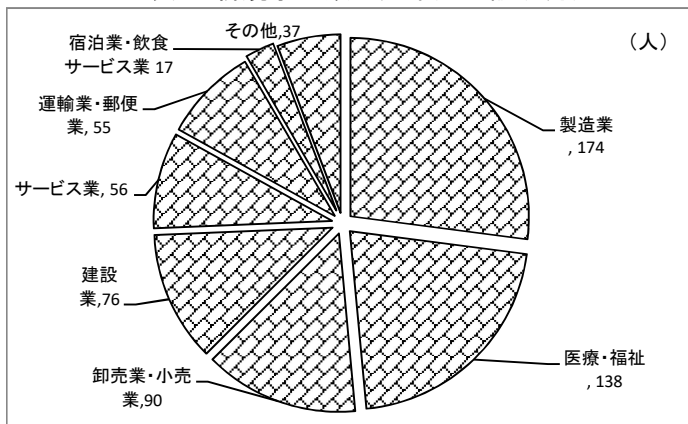
■新規求人数 643人(対前年同月比30.4%減、対前月比28.9%減)(表3)



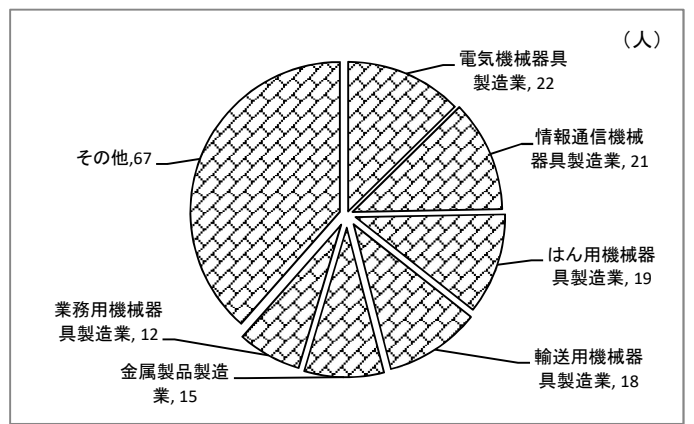
8月の新規求人数を産業別に見ると、製造業が174人と最も多く、全体の27.1%を占めており、次いで医療・福祉、卸売業・小売業、建設業となっています。(表4)

また、製造業求人の内訳は、電気機械器具製造業が22人と最も多く、製造業全体の12.6%を占めており、次いで情報通信機械器具製造業、はん用機械器具製造業、輸送用機械器具製造業となっています。(表5)

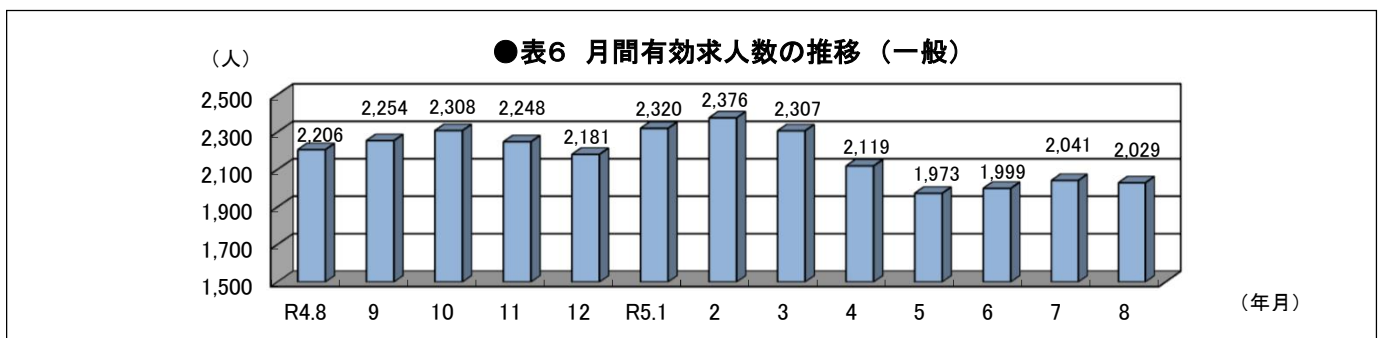
●表4 新規求人数の産業別内訳(8月)



●表5 新規求人数(製造業)内訳(8月)

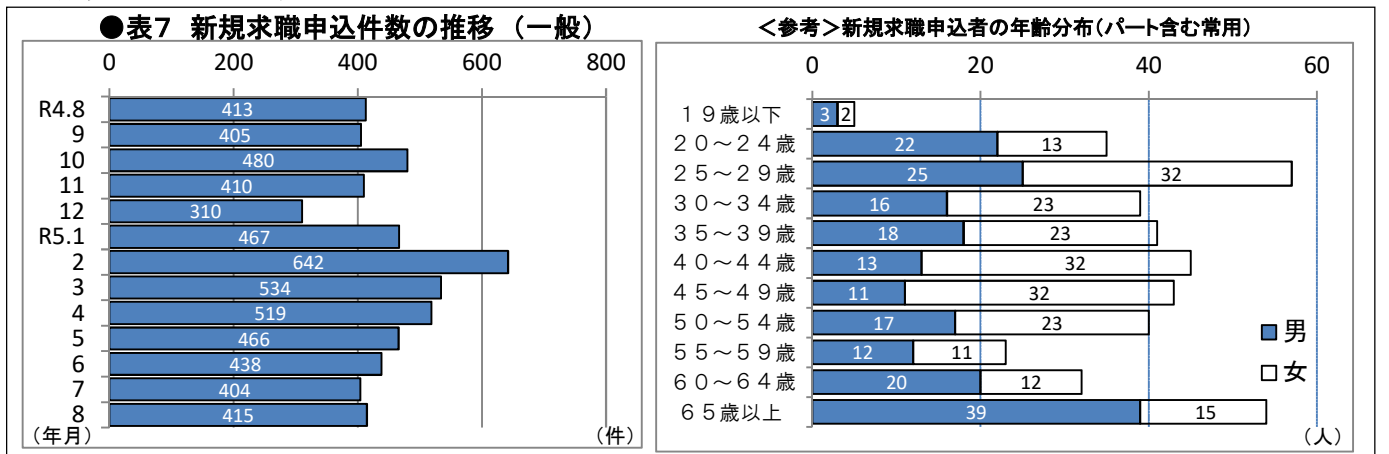


■月間有効求人数 2,029人(対前年同月比8.0%減、対前月比0.6%減)(表6)

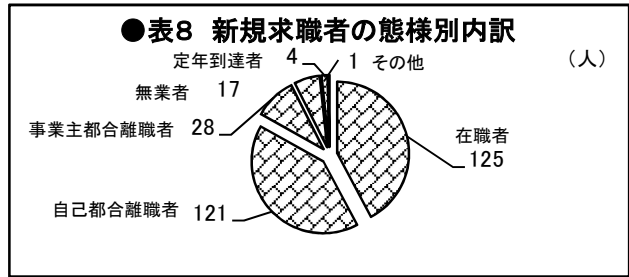


求職

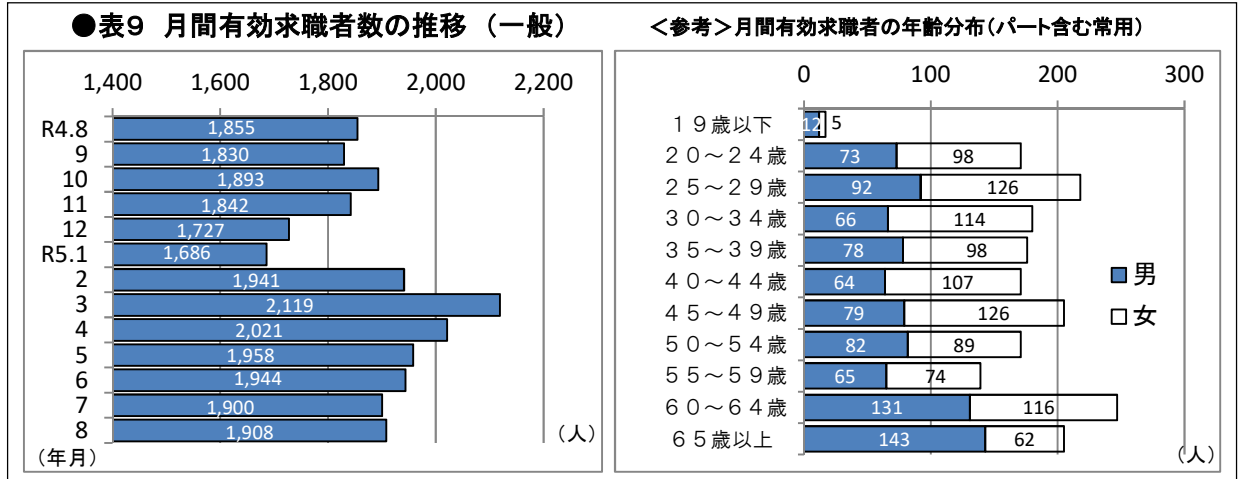
■新規求職申込件数 415件(対前年同月比0.5%増、対前月比2.7%増)(表7)



8月の新規求職申込件数296件(パートを除く常用)を態様別に見ると、在職者が125人と最も多く、全体の42.2%を占めており、次いで自己都合離職者(同40.9%)、事業主都合離職者(同9.5%)、無業者(同5.7%)、定年到達者(同1.4%)となっています。(表8)



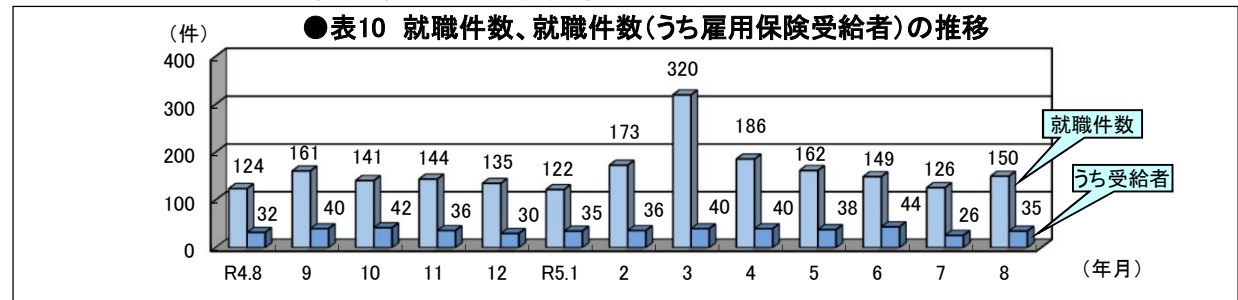
■月間有効求職者数 1,908人(対前年同月比2.9%増、対前月比0.4%増) (表9)



敷地内駐車場が満車の場合、第2駐車場をご利用下さい。

就職

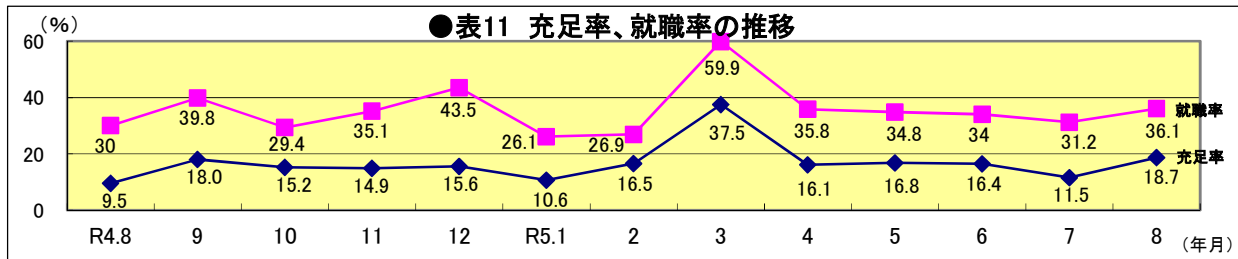
■就職件数 150件(対前年同月比21.0%増、対前月比19.0%増)
■就職件数のうち保険受給者 35件(対前年同月比9.4%増、対前月比34.6%増)(表10)



充足率、就職率

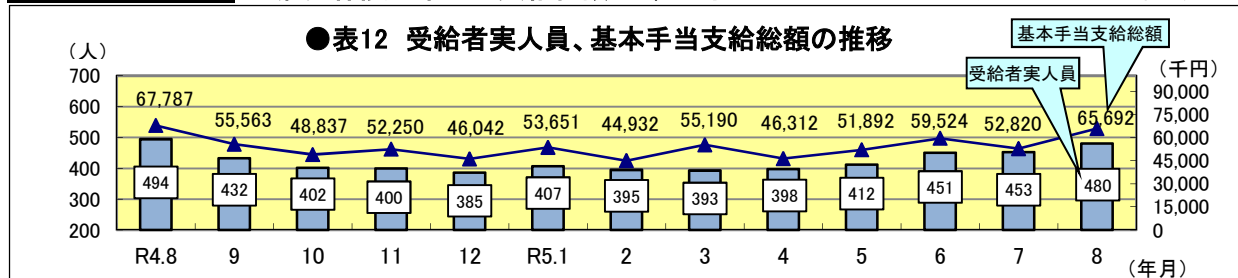
■充足率 18.7%(対前年同月比9.2ポイント上昇、対前月比7.2ポイント上昇)
■就職率 36.1%(対前年同月比6.1ポイント上昇、対前月比4.9ポイント上昇)(表11)

充足率は、新規求人のうちどれだけ充足したかを示します。就職率は、新規求職のうちどれだけ就職したかを示します。



雇用保険

■雇用保険受給者(一般)実人員 480人(対前年同月比2.8%減、対前月比6.0%増)
■雇用保険基本手当支給総額 65,692千円(対前年同月比3.1%減、対前月比24.4%増)(表12)



令和5年度「介護就職デイ」 介護事業所面接相談会 合同職業訓練出張相談会



ハローワーク須賀川では、令和5年度「介護就職デイ」介護事業所面接相談会合同職業訓練出張相談会を下記日程により開催します。事業所のブースを設け、相対方式による個別相談・面接を行います。

また、福島県内で行われている職業訓練に関する相談会を開催し、須賀川市内で開講する「介護職員養成実践科」の訓練等について訓練実施施設の担当者より詳しい説明を行います。

福祉・介護の仕事を希望する方、職業訓練に興味がある方、職業訓練を受講して早期就職目指す方等お気軽にご参加ください。

1 開催日時

令和5年11月9日(木) 13:30~15:30まで(受付開始13:00~)

2 場所

須賀川市労働福祉会館 大会議室 (須賀川市茶畑町65番地)

3 参加予定事業所数

10社

4 内容

- 事業所説明(ローテーション形式)・面談・相談
 - 職業訓練実施施設によるコース説明・個別相談
- ※訓練説明時間:2社合わせて25分



5 参加申し込み方法

ハローワーク須賀川及び石川地方職業相談室の相談窓口にて事前にお申し込みください。※当日の参加も可能です。当日、会場受付へ直接お越しください。

6 その他連絡事項

- ◎当日、資料を配付いたします。
- ◎本説明会は事業内容・求人内容等相互理解を深めることを目的としておりますので、正式な面接は面接相談会終了後、改めて「ハローワーク紹介状」により実施していただきますようお願いいたします。
- ◎雇用保険受給中の方は、「求職活動実績」1回に該当します。

<お願い>

- ・新型コロナウイルス感染症防止対策のためマスクの着用、手指の消毒等をお願いします。
- ・当日は体温測定したうえ発熱や風邪症状がないことを確認しお越しください。



確認しよう、最低賃金!

事業者も、
労働者も、
お互いに。



会社員、パート、
アルバイトの方、
学生さんなど
働く人すべての人と
雇う人のためのルールです。

福島県 最低賃金

令和5年
10月1日 から
時間額


900 円

前年比
42円
UP

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。


WEBで
確認!

最低賃金に
関する
特設サイト



最低賃金制度 検索

最低賃金に関する
お問い合わせは
福島労働局または
最寄りの労働基準監督署へ



福島労働局 検索

賃金引上げ
特設ページ

賃金引上げに向けた
支援策等を掲載しています。



賃金引上げ特設ページ 検索

中小企業事業者の皆さんへ

業務改善
助成金

最大
600万円を
助成

「最低賃金制度」は、

働くすべての人に、賃金の最低額（最低賃金額）を保障する制度のことです！

年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。



確認の方法は？

確認したい賃金を時間額にして、最低賃金額（時間額）と比較してみましょう！

最低賃金額との比較方法 あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(*2)

1 時間給の場合

$$\frac{\text{時間給}}{\text{円}} \geq \frac{\text{最低賃金額(時間額)}}{\text{円}}$$

2 日給の場合

$$\frac{\text{日給}}{\text{円}} \div \frac{\text{1日の平均所定労働時間}}{\text{時間}} = \frac{\text{時間額}}{\text{円}} \geq \frac{\text{最低賃金額(時間額)}}{\text{円}}$$

3 月給の場合

$$\frac{\text{月給}}{\text{円}} \div \frac{\text{1か月の平均所定労働時間}}{\text{時間}} = \frac{\text{時間額}}{\text{円}} \geq \frac{\text{最低賃金額(時間額)}}{\text{円}}$$

4 上記 1, 2, 3 が組み合わさっている場合

例えば、基本給が日給で各手当（職務手当など）が月給の場合

- ① 基本給（日給）→ 2 の計算で時間額を出す
- ② 各手当（月給）→ 3 の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 ≥ 最低賃金額（時間額）

(*1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）⑥精皆動手当、通勤手当および家族手当

(*2) 詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



スマホ、携帯で自分の地域の最低賃金をチェックしましょう！

中小企業事業者の皆さんへ

賃金引上げを支援する助成金を積極的に活用しましょう。

業務改善助成金

最大 600万円を助成

「業務改善助成金」とは

「業務改善助成金」は、生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行った場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。

業務改善助成金
コールセンター

☎ 0120-366-440

詳しくは、こちら

業務改善助成金

検索



1 支給の要件

1



事業場内最低賃金の引上げ

2



引上げ後の賃金額の支払い

3



生産性向上に資する機器・設備などを導入

4



解雇、賃金引下げ等の不交付事由がない

設備投資等に要した費用の一部を助成

概要を動画でチェック!



助成金支給までの流れ

1



交付申請書・事業実施計画などを、事業場がある都道府県労働局に提出

2



交付決定後、提出した計画に沿って事業実施

3



実施結果報告書・支給申請書を労働局に提出

4



支給

手続きを動画でチェック!



専門家による無料相談を実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革推進支援センターにご相談ください。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援センター

検索

働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む事業者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援資金

検索

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

(R5.9)